

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	前田 尚宏
【住所又は本店所在地】	東京都港区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2019年 5 月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

**【発行者に関する事項】**

発行者の名称	前田工織株式会社
証券コード	7821
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

**【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	前田 尚宏
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	前田工織株式会社 業務企画部 東 悦郎
電話番号	0776-51-9577

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社尚佳
住所又は本店所在地	福井県福井市松本2丁目30番6号
事務上の連絡先及び担当者名	前田工織株式会社 業務企画部 東 悦郎
電話番号	0776-51-9577

**【訂正事項】**

訂正される報告書名	変更報告書No.10
訂正される報告書の報告義務発生日	2019年4月2日
訂正箇所	2019年4月9日に提出いたしました変更報告書No.10の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。

**（訂正前）****第2【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

**（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

Nomura International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limited（以下「幹事引受会社」といいます。）との間で、2019年4月2日から2019年10月15日までの期間中、幹事引受会社を代表するNomura International plcの事前の書面による同意なしには、自ら又は第三者を通じて保有株式の売却等を行わない旨の合意を2019年4月2日付で締結しています。
---

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

- ・2015年1月23日付で、日本証券金融株式会社との間に提出者の保有株式数1,125,000株について、2016年1月22日を期限とする（延長条項あり）株式の消費貸借契約を締結いたしました。
- ・Nomura International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limited（以下「幹事引受会社」といいます。）との間で、2019年4月2日から2019年10月15日までの期間中、幹事引受会社を代表するNomura International plcの事前の書面による同意なしには、自ら又は第三者を通じて保有株式の売却等を行わない旨の合意を2019年4月2日付で締結しています。